

1 調達件名

放送・研究棟1階サーバ室及び電子計算機室等の配線整理

2 目的

放送大学学園(以下「本学園」という。)放送・研究棟1階サーバ室及び電子計算機室(以下「サーバ室等」という。)には情報基盤システムを含め、現在利用しているネットワーク配線が多数引込まれているが、各システムが増える都度増設されてきたために整理された状態とはなっていない。また、過去に利用されており現在は利用していないネットワーク配線も多数残置されている。このことによりメンテナンスのコストは増大し、将来的なシステム拡張時の妨げとなる。

これを解消するために床下に存在する配線を整理し、サーバラックにパッチパネルを設置して配線をパッチパネルに移設する。

3 納入期限

令和4年3月31日(木)

4 納入場所、履行場所

放送大学学園 サーバ室等及びネットワーク配線の接続する施設

5 成果物

本調達の納品成果物は以下のとおりとする。成果物については紙と電子媒体(CD等)で納品すること。なお、電子媒体で提出する成果物については、市販のワープロソフト等のエディタで編集可能なファイル形式とすること。

- (1) ハードウェア 一式(パッチパネル及び接続するためのケーブル)
- (2) 作業完了報告書 1部
- (3) 施工写真(作業前後の写真) 1部

6 受注要件

- (1) 受託者は、現在有効な ISO9001:2015 の認証を取得していることを証明できること。
- (2) 受託者は、現在有効な JISQ27001 または ISO/IEC27001 認証を取得していることを証明できること。

7 作業要件

本学園では、千葉県千葉市本部(以下「本部」という。)内のサーバ室等に、主回線(SINET)及び副回線(KDDI)のインターネット回線並びに本部と全国 50 か所の学習センター及び 7 か所のサテライトスペースを結ぶ WAN 回線(UniversalOne)を引込み、CVCF による無停電設備と各基幹ネットワーク機器及び各種サーバ機器を配置することで、24 時間 365 日サービスを学園外、学園内(教員、職員及び学生)に提供している。

上記のサービス提供を行っている場所のうち、サーバ室等ではフリーアクセスの床下に配線を実施している。この床下には、未使用の配線、部材、機材等が残っており、これらを撤去し必要な配線の整備を実施する。

7.1 配線環境整備

- (1) 本調達実施のために必要となる作業について、サーバ室等の現地調査をした上で実施すること。現地調査に係る費用は受託者の負担とする。また、下見結果に基づき作業実施スケジュールを作成し、本学園に承認を得ること。
- (2) 片端及び両端が機器に接続されていないケーブル類については、本学園に確認の上撤去すること。
- (3) イエローケーブルおよびターミネーター等も撤去すること。ただし映像用のケーブルについては撤去しないこととする。
- (4) サーバ室等以外の場所と接続している UTP ケーブルについては、UTP ローゼットを設置し接続させること。作業後、機器の接続状況が問題ないことを確認する。
- (5) サーバ室等の床下に、本学園千葉学習センターに延びている光ケーブルのスプライスボックスが配置されている。これを本学園の指定した場所に移動すること。また、ギガらく Wi-Fi の ONU も設置されているが本機器は移動しないものとする。
- (6) 本番稼働中の機器に接続されている配線について可能な限り整線を行うこと。整線する中で接続のし直しが発生する場合は、本学園に承認を得ること。
- (7) 配線整備作業のために、サーバ室等内に置いてある複数の什器(机や椅子等)及び部材等を移動させた場合、作業完了後に元の位置に戻すこと。ただし本学園の指示がある場合、指示された場所に移動させること。
- (8) 作業実施中、サーバ室等に本学園職員及び関係業者(以下「本学園職員等」という。)が出入りするため、作業範囲を分割し本学園職員等が作業場所に立ち入らないよう柵で囲むなど事故防止策を行うこと。

- (9) 作業について、本学園のネットワーク切断等のサービス影響は最小限とすること。影響を伴う作業となる場合、本学園にその影響範囲を説明し承認を得ること。
- (10) 作業時に問題が発生した場合は、都度本学園に報告を行い指示に従うこと。
- (11) 作業を実施した日は、作業実施状況について日次で本学園に作業進捗状況の報告を行うこと。
- (12) 作業を実施するに当たり、必要な部材(ケーブルやローゼット)については、受託者が用意すること。
- (13) 作業を実施するに当たり、本学園に入館する作業員の名簿を作業前日までに本学園に提出し承認を得ること。作業員名簿には、氏名、会社名、代表者の連絡先電話番号を記載すること。

7.2 再委託の制限等

- (1) 受託者は業務の全部について、一括して第三者に請け負わせたり、再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に対して請け負わせたり再委託する場合、受託者は、あらかじめ、所定の事項について本学園に申請した上で、承認を得なければならない。

7.3 その他

- (1) 本調達仕様書に記載されていない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、本学園、受託者双方が協議して決定するものとする。

以上